

受託研究 実施申請手続要綱

依頼者の担当者様へ

神戸低侵襲がん医療センター
治験・臨床研究支援センター

1. はじめに

- ① 申請可能品目は、原則として当センター採用品（院外専用薬品含む）、要事購入品で全例調査等特段の事由がある品目となります。
- ② 治験審査委員会承認後、契約締結後に調査開始となります。委員会は原則つき1回の開催となっております。開催日の2週間前までに受領した案件を、次月の委員会に諮ります。（開催日は各委員会審査予定表を参照）
- ③ 受託研究では、原則CRCによる支援はございません。実施可能性については十分に実施診療科医師とご相談ください。

2.新規申請から調査終了まで



